

八千代リハビリテーション学院 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び私立学校法、理学療法士及び作業療法士法の規定に基づき、リハビリテーション技術者として、必要な知識、技術及び豊かな人間性と職業倫理を習得させ、専門職としての自覚と誇りを持ち、地域社会福祉に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、八千代リハビリテーション学院という。

(位置)

第3条 本校の位置を千葉県八千代市八千代台北11丁目1番30号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

昼夜別	課 程	学 科	修業年限	学級定員	学級数	総 定 員	備考
昼 間	医療専門課程	理学療法学科	3年	40名	3	360名	男女
		作業療法学科	3年	40名	2	240名	男女
	計					600名	男女
夜 間	医療専門課程	理学療法学科	4年	40名	1	160名	男女
	計					160名	男女

(学年・学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 各学年を次の二学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 夏期休業
- (4) 冬期休業
- (5) 春期休業

2 学院長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると認められるときは、前項の規定に関わらず、休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程、授業時数は、別表2のとおりとする。

(授業時数の単位への換算)

第9条 本校の授業科目の授業時数を単位に換算する場合においては、別表2によるものとする。

(始業及び終業)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課程	学科	始業時刻	終業時刻
昼間	医療専門課程	理学療法学科	9時00分	16時45分
		作業療法学科	9時00分	16時45分
夜間	医療専門課程	理学療法学科	18時00分	21時15分

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学院長 1名
- (2) 副学院長 1名
- (3) 教務部長又は教務主任 3名以上
- (4) 教員

	昼 間		夜 間
	理学療法学科	作業療法学科	理学療法学科
専任教員	12名以上	9名以上	6名以上
	各学科の1名を管理者(教務部長又は教務主任)とする。		

- 講師(非常勤) 5名以上
- (5) 事務部長 1名
- (6) 事務職員 3名以上
- (7) 学校医 1名以上(非常勤)

2 学院長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 副学院長は教務部長を兼ねることができる。

(会議・委員会)

第12条 本校の円滑な運営を図るために、学校運営会議、管理会議、学科会議、入学試験会議を設置する。

- 2 学校評価委員会、倫理委員会、学事委員会、広報委員会を設置する。
- 3 学院長は必要に応じて、他の会議、委員会を設置することができる。

第4章 入学・休学・退学及び卒業等

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学検定に合格した者

- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) その他の専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学の手続)

第15条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に次に掲げる書類と入学検定料を添えて、指定期日までに学院長に願い出なければならない。
 - 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - 卒業見込又は卒業した最終学校の内申書、成績証明書
 - 第13条第2号から第7号に該当する者は、その資格を証する書類
- (2) 前号の手続を終了した者に対して、学力試験、人物考査を行い、入学者を決定する。また、入学選考は、一般入学、推薦入学、社会人選抜、特別選抜によるものとする。
- (3) 本校に入学を許可された者は、別に定める誓約書に保証人2名署名のうえ入学金を添えて手続きをとらなければならない。

(休学・復学)

第16条 傷病その他やむを得ない事由により2ヶ月以上修学できない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて保証人連署で学院長に願い出、その許可を受けて休学することができる。

- 2 学院長は、疾病その他の事由により修学が不適当と認めた者については、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 4 休学期間は通算して3年を超えることができない。ただし特別な理由がある場合は、その期間の延長を許可することができる。
- 5 休学期間中の授業料については、授業料の半額を納入しなければならない。
- 6 学期の途中での休学の場合は、授業料の全額を納入しなければならない。
- 7 休学期間において休学の事由がなくなったときは、学院長に復学願（様式9）を提出し、その許可を受けて復学することができる。ただし、休学が傷病による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第17条 学生が退学しようとする時は、その事由を記し学院長に退学願（様式10）を提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 学院長は、次の項目に該当するものに対して、退学を命ずることができる。
 - (1) 死亡の届出があった者
 - (2) 行方不明の届出があった者

(課程修了の認定)

第18条 学院長は、教育課程の定めるところにより、各学年毎に修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

(卒業)

第19条 所定の課程を修了したと認めた者には、卒業を認め、卒業証書を授与する。

第20条 学院長は、前条により、本学院医療専門課程理学療法学科又は作業療法学科を修了した者に対して、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(編入学)

第 21 条 文部科学大臣または都道府県知事の所管する理学療法士・作業療法士学校養成施設に在籍したことがある者が本学院に編入学を希望したとき、学院長は定員に欠員のある場合に限り、選考のうえこれを許可することができる。

2 編入学の時期は、年度始めに限るものとする。

3 既取得単位の認定は、本人既修の授業科目及び単位数を所定の手続きにより学院長へ提出し、本学院の教育課程に相当するものと判断された場合に限る。

4 既取得単位の認定に基づき、今後履修すべき授業科目・単位数ならびに在学すべき年数を決定する。

(転出学)

第 22 条 他校に転出學を希望する者は、その事由を記し学院長に転出學許可願（様式 24）を提出し、その許可を受けなければならない。

第 5 章 教育課程及び単位修得の規程

(教育課程)

第 23 条 授業科目、単位数および時間数は、理学療法学科（昼間・夜間）・作業療法学科（昼間）共に別表 2 のとおりとする。

2 講義及び演習については、15 時間から 30 時間、臨床実習については、45 時間を以て 1 単位とする。

3 前項に規定する授業科目は、学則に従い履修しなければならない。ただし、教育上必要があるときは、学院長の許可を受けて変更することができる。

(単位取得の認定)

第 24 条 単位取得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

第 25 条 出席時数が、各科目授業回数及び実習に必要な時間数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価をうける資格を失う。また臨床実習については、各実習で欠席日数が出席すべき日数の 5 分の 1 を超えた場合は評価を受ける資格を失う。

第 26 条 授業科目の評価は、A（80 点以上）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（60 点未満）とし C 以上を合格とする。なお、科目によっては出席時間、授業中の態度などを考慮することができる。

第 27 条 病気、その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者、または不合格の者に対する追試験または再試験を行うことができる。

(進級認定)

第 28 条 原則として当該学年において履修すべき全科目（実習を含む）に合格していること。

2 試験での不合格科目がある場合、進級判定会議を経て、学院長が進級を認めることがある。ただし、不合格科目については再履修しなければならない。

(卒業認定)

第 29 条 原則として最終学年次に履修すべき全科目（実習を含む）の単位を認定されている者に対し、学院長は卒業を認定することができる。ただし、最終学年終了時において欠席時数が出席すべき時数の 3 分の 1 を超えた者は、卒業を認めず原級に留めることがある。

(原級留置)

第 30 条 進級もしくは卒業を認められなかつた者は、原級に留まり、合格した基礎分野及び臨床実習を除く科目については再履修しなければならない。ただし、再履修した基礎科目以外の認定済みの科目の成績については、既に取得している評価をあてる。

2 在籍することができる年数は、修業年限の 2 倍を超えない。

(入学前の既取得単位等の認定)

第31条 本学院の1年次に入学した者で、入学前の既取得単位の認定を希望する者は、所定の手続きにより学院長に届けて許可を受けることができる。

- (1) 大学・短大等において取得した授業科目の単位で本学院の教育内容に相当するものと判断された場合は、取得した単位と見なすことができる。
- (2) 既取得単位の認定は、本学院の基礎分野のみとし、すでに取得した授業科目、単位数および時間数が本学院の教育課程に相当するものと判断された場合に限る。

第6章 賞 罰

(表 彰)

第32条 成績優秀にして他の模範となる者は表彰することができる。

(懲 戒)

第33条 本学則、その他本校の定める諸規則に違反、又は学生の本分に反する行為があった場合は懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 退学は次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

第7章 入学金、授業料、その他

(納入金等)

第34条 本学則で定める学生が納入すべき入学金、授業料等、学生納入金の種類・額ならびに納入期日等は別表1の通りとする。

- 2 本校に入学もしくは在学する学生および入学を希望する者は、別表1に従い、諸費用を納入しなければならない。
- 3 連帯保証人は、学生が前項に定める諸費用を納めない場合、学生に代わって、これを納めなければならない。

(納入及び納入の特例)

第35条 学生がその在籍中は、出席の有無に関わらず、授業料、施設整備費を指定期日までに、一括にて納入しなければならない。

- 2 特例の事由がある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞 納)

第36条 学院長は正当な事由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等の滞納期限が1ヶ月に及ぶ者に対しては、訓告するものとする。その後においても納入の見込みがないときは退学を命ずることがある。

(納入金の返還)

第37条 既に納入した第34条第1項の納入金は、原則として返還しない。

(健康診断)

第38条 学院長は学校医を置き、定期又は臨時に健康診断を実施する。

- 2 健康診断の結果に基づき、学院長は疾病の予防又は治療を指示し、並びに運動及び学習活動を制限する等適切な措置を講ずることがある。

第39条 この学則に定める事項のほか、学院に関する重要事項は学院長の判断によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 この学則に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年 2月22日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 改定後の別表2に定める教育課程は平成25年度入学者より適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 2 改定後の別表1に定める授業料その他納入金は平成28年度入学者より適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 改定後の別表2に定める教育課程は平成29年度入学者より適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。
- 2 改定後の別表2に定める教育課程は令和2年度入学者より適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年 4月 1日から施行する。

【別表1】授業料その他納入金

理学・作業療法学科 昼間コース

	1年次	2年次	3年次
入学金	300,000 円	—	—
授業料	1,100,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円
施設整備費	250,000 円	250,000 円	250,000 円

理学療法学科 夜間コース

	1年次	2年次	3年次	4年次
入学金	300,000 円	—	—	—
授業料	600,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円
施設整備費	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円

- ・入学検定料は25,000円とし、学科・コースを併願する場合も25,000円とする。
- ・入学金は、各入学試験の入学手続きの期間内に指定銀行口座に納めること。
- ・授業料および施設整備費は、指定された期日までに、指定の方法で納めること。
ただし、特例の事由がある場合には、学院長の許可の下、分納することができる。
- ・テキスト、ユニフォーム、海外研修費、臨床実習にかかる費用については、各学年で別途
実費負担とする。
- ・上記に定める種類以外の納入金は徴収しない。

【別表2】

理学療法学科 屋間コース

分野	教 育 内 容	指 導 要 領	授 業 科 目	1 年		2 年		3 年		時間 数	単位 数			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
基 础 分 野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	人文科学	心理学	30						30	2			
			統計学			30				30	2			
			情報処理			30				30	2			
		自然科学	物理学	30						30	2			
			基礎教養	30						30	2			
			対人関係演習Ⅰ	30						30	2			
専 門 基 础 分 野	人体の構造と機能及び 心身の発達	解剖学	対人関係演習Ⅱ		30					30	2			
			解剖学Ⅰ	30						30	2			
		生理学	解剖学Ⅱ		30					30	2			
			生理学Ⅰ	30						30	2			
		運動学	生理学Ⅱ		30					30	2			
			運動学Ⅰ	60						60	4			
			運動学Ⅱ		30					30	2			
			運動学演習Ⅰ	30						30	2			
			運動学演習Ⅱ		30					30	2			
		人間発達学	人間発達学		30					30	2			
	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	リハビリテーションの基礎	リハビリテーション基礎医学Ⅰ	30						30	2			
			リハビリテーション基礎医学Ⅱ		30					30	2			
		臨床医学総論	医学概論	30						30	2			
			病理学概論			30				30	2			
			整形外科学			30				30	2			
			内科学			30				30	2			
			神経内科学			30				30	2			
			臨床心理学		30					30	2			
			精神医学		30					30	2			
			リハビリテーションと理学療法Ⅰ	30						30	2			
			リハビリテーションと理学療法Ⅱ	30						30	2			
専 門 分 野	保健医療福祉とりハビリテーションの理念	基礎理学療法学	基礎理学療法学Ⅰ	30						30	1			
			基礎理学療法学Ⅱ		30					30	1			
		臨床運動学	生活機能演習			30				30	1			
			臨床運動学演習Ⅰ		30					30	2			
		理学療法管理学	臨床運動学演習Ⅱ			30				30	2			
			理学療法管理				30			30	2			
			基礎評価学演習Ⅰ	60						60	2			
			基礎評価学演習Ⅱ		60					60	2			
			基礎評価学演習Ⅲ			60				60	2			
		理学療法評価学	臨床評価学演習Ⅰ	30						30	1			
			臨床評価学演習Ⅱ		30					30	1			
			運動療法学		60					60	2			
			物理療法学		30					30	1			
			日常生活活動学			30				30	1			
		理学療法治療学	日常生活活動学演習Ⅰ			30				30	1			
			日常生活活動学演習Ⅱ			30				30	1			
			義肢装具学		30					30	1			
			装具学			30				30	1			
			中枢神経疾患の理学療法学Ⅰ		60					60	2			
専 門 分 野	疾患別理学療法学		中中枢神経疾患の理学療法学Ⅱ			60				60	2			
			運動器疾患の理学療法学Ⅰ		60					60	2			
			運動器疾患の理学療法学Ⅱ			60				60	2			
			内部障害系疾患の理学療法学Ⅰ		60					60	2			
			内部障害系疾患の理学療法学Ⅱ			60				60	2			
			小児疾患の理学療法学			30				30	1			
			理学療法学技術演習Ⅰ		60					60	2			
			理学療法学技術演習Ⅱ			60				60	2			
	理学療法総合学習	理学療法学総合学習Ⅰ					60	60	60	2				
		理学療法学総合学習Ⅱ					60	60	60	2				
		理学療法学総合学習Ⅲ					60	60	60	2				
地域理学療法学	地域理学療法学	生活環境学	生活環境学			30				30	2			
			地域理学療法学演習			30				30	2			
		臨床実習	臨床実習Ⅰ		45					45	1			
			臨床実習Ⅱ			45				45	1			
		臨床実習	臨床実習Ⅲ				360			360	8			
			臨床実習Ⅳ					450		450	10			
				基礎分野	120	30	0	60	0	0	210	14		
				専門基礎分野	270	240	120	0	0	0	630	42		
				専門分野	120	240	360	450	30	180	1380	51		
				実習	0	45	0	45	810	0	900	20		
				前期・後期小計	510	555	480	555	840	180	3120	127		
				前後期合計	1065		1035		1020					

* 基礎分野：講義15～30時間1単位
 * 専門基礎分野：講義・演習15～30時間1単位
 実習30～45時間1単位
 * 専門分野：同上
 * 臨床実習：40～45時間1単位

【別表2】

作業療法学科 昼間コース

分野	教育内容	指導要領	授業科目	1年		2年		3年		時間数	単位数	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	人文科学	心理学	30						30	2	
		自然科学	統計学 情報処理 物理学 基礎教養			30				30	2	
		コミュニケーション学	対人関係演習Ⅰ 対人関係演習Ⅱ	30				30		30	2	
		解剖学	解剖学Ⅰ 解剖学Ⅱ	30				30		30	2	
		生理学	生理学Ⅰ 生理学Ⅱ	30		30		30		30	2	
		運動学	運動学Ⅰ 運動学Ⅱ 運動学演習Ⅰ 運動学演習Ⅱ	60				60		60	4	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	人間発達学	人間発達学			30				30	2	
		リハビリテーションの基礎	リハビリテーション基礎医学Ⅰ リハビリテーション基礎医学Ⅱ	30				30		30	2	
		臨床医学総論	医学概論 病理学概論	30				30		30	2	
		臨床医学各論	整形外科学 内科学 神経内科学 臨床心理学 精神医学			30				30	2	
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論・医学	リハビリテーションと作業療法Ⅰ リハビリテーションと作業療法Ⅱ	30				30		2	
	基礎作業療法学	基礎作業学	基礎作業学Ⅰ 基礎作業学Ⅱ 基礎作業学Ⅲ 生活機能演習	30				30		30	2	
	作業療法管理学	作業療法管理	作業療法管理学				30			30	2	
	作業療法評価学	作業療法評価学	基礎評価学演習Ⅰ 基礎評価学演習Ⅱ 基礎評価学演習Ⅲ 基礎評価学演習Ⅳ 臨床評価学演習Ⅰ 臨床評価学演習Ⅱ	60				60		60	2	
	門分野	日常生活活動学	日常生活活動学演習Ⅰ 日常生活活動学演習Ⅱ	30				30		30	1	
		義肢装具学	義肢学 装具学	30				30		30	1	
		疾患別作業療法学	高齢期の作業療法 中枢神経疾患の作業療法学Ⅰ 中枢神経疾患の作業療法学Ⅱ 運動器疾患の作業療法学 小児疾患の作業療法学 内部障害系疾患の作業療法学Ⅰ 内部障害系疾患の作業療法学Ⅱ 精神障害の作業療法学Ⅰ 精神障害の作業療法学Ⅱ 高次脳機能障害の作業療法学 作業療法学技術演習Ⅰ 作業療法学技術演習Ⅱ			30				30	1	
		作業療法総合学習	作業療法学総合学習Ⅰ 作業療法学総合学習Ⅱ 作業療法学総合学習Ⅲ					60		60	2	
		地域作業療法学	地域作業療法学	生活環境学 地域作業療法学演習		30				30	2	
		臨床実習	臨床実習	臨床実習Ⅰ 臨床実習Ⅱ-1 臨床実習Ⅱ-2 臨床実習Ⅲ 臨床実習Ⅳ		45				45	1	
			基礎分野	120	30	0	60	0	0	210	14	
			専門基礎分野	270	240	120	0	0	0	630	42	
			専門分野	120	210	360	420	30	180	1320	48	
			実習	0	45	0	135	810	0	990	22	
前期・後期小計				510	525	480	615	840	180	3150	126	
前後期合計				1035		1095		1020				

* 基礎分野：講義15～30時間1単位

* 専門基礎分野：講義・演習15～30時間1単位
実習30～45時間1単位

* 専門分野：同上

* 臨床実習：40～45時間1単位

【別表2】
理学療法学科 夜間コース

分野	教育内容	指導要領	授業科目	1年		2年		3年		4年		時間数	単位数			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	人文科学	心理学			30							30	2		
		自然科学	統計学					30					30	2		
			情報処理					30					30	2		
			物理学	30									30	2		
		コミュニケーション学	基礎教養		30								30	2		
			対人関係演習Ⅰ	30									30	2		
			対人関係演習Ⅱ		30								30	2		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	解剖学	解剖学Ⅰ	30									30	2		
			解剖学Ⅱ		30								30	2		
		生理学	生理学Ⅰ	30									30	2		
			生理学Ⅱ		30								30	2		
		運動学	運動学Ⅰ	60									60	4		
			運動学Ⅱ		30								30	2		
			運動学演習Ⅰ	30									30	2		
			運動学演習Ⅱ		30								30	2		
		人間発達学	人間発達学			30							30	2		
		臨床医学各論	リハビリテーションの基礎	リハビリテーション基礎医学Ⅰ	30								30	2		
			リハビリテーション基礎医学Ⅱ		30								30	2		
			臨床医学総論	医学概論		30							30	2		
			病理学概論			30							30	2		
			整形外科学			30							30	2		
			内科学			30							30	2		
			神経内科学			30							30	2		
			臨床心理学				30						30	2		
			精神医学				30						30	2		
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論・医学	リハビリテーションと理学療法Ⅰ	30								30	2		
			リハビリテーションと理学療法Ⅱ	30									30	2		
専門分野	基礎理学療法学	理学療法学	基礎理学療法学Ⅰ		30								30	1		
			基礎理学療法学Ⅱ			30							30	1		
		臨床運動学	生活機能演習				30						30	1		
			臨床運動学演習Ⅰ				30						30	2		
	理学療法管理学	理学療法管理	臨床運動学演習Ⅱ				30						30	2		
			理学療法管理							30			30	2		
	理学療法評価学	理学療法評価学	基礎評価学演習Ⅰ	60									60	2		
			基礎評価学演習Ⅱ		60								60	2		
			基礎評価学演習Ⅲ			60							60	2		
			臨床評価学演習Ⅰ	30									30	1		
			臨床評価学演習Ⅱ			30							30	1		
			運動療法学					60					60	2		
	理学療法治療学	疾患別理学療法学	物理療法学					30					30	1		
			日常生活活動学	日常生活活動学演習Ⅰ		30							30	1		
			日常生活活動学	日常生活活動学演習Ⅱ			30						30	1		
			義肢装具学					30					30	1		
			義肢装具学						30				30	1		
			中枢神経疾患の理学療法学Ⅰ			60							60	2		
			中中枢神経疾患の理学療法学Ⅱ				60						60	2		
			運動器疾患の理学療法学Ⅰ				60						60	2		
			運動器疾患の理学療法学Ⅱ					60					60	2		
			内部障害系疾患の理学療法学Ⅰ					60					60	2		
	地域理学療法学	地域理学療法学	内部障害系疾患の理学療法学Ⅱ						60				60	2		
			小児疾患の理学療法学						30				30	1		
			理学療法学技術演習Ⅰ							60			60	2		
			理学療法学技術演習Ⅱ							60			60	2		
	臨床実習	臨床実習	理学療法学総合学習Ⅰ								60		60	2		
			理学療法学総合学習Ⅱ								60		60	2		
			理学療法学総合学習Ⅲ								60		60	2		
			生活環境学						30				30	2		
			地域理学療法学演習							30			30	2		
			臨床実習Ⅰ		45								45	1		
			臨床実習Ⅱ							45			45	1		
			臨床実習Ⅲ								360		360	8		
			臨床実習Ⅳ								450		450	10		
				基礎分野	60	60	30	0	0	60	0	0	210	14		
				専門基礎分野	240	180	150	60	0	0	0	0	630	42		
				専門分野	0	120	120	330	300	300	30	180	1380	51		
				実習	0	45	0	0	0	45	810	0	900	20		
				前期・後期小計	300	405	300	390	300	405	840	180	3120	127		
				前後期合計	705		690		705		1020					

* 基礎分野：講義15～30時間1単位
 * 専門基礎分野：講義・演習15～30時間1単位
 実習30～45時間1単位
 * 専門分野：同上
 * 臨床実習：40～45時間1単位